



2011

《スペイン人と日本人が日本国で入籍する》

スペイン人と日本人が日本国内で婚姻届出をする場合、区市町村役所に提出する「婚姻具備証明書」の発行を当大使館で受ける為に、事前にスペイン大使館領事部に出頭し、婚姻予定の当事者が各々、領事との面接をしなくてはなりません。この面接のためには双方の当事者に下記の「(2)入籍のための領事面接に必要な書類」を提出してください。

日本での入籍を希望する場合は、二人のどちらかが日本の定住者でなければなりません（日本国籍の場合は、申請時点で日本に6ヶ月以上居住していること。外国籍の場合は居住許可を得て日本に居住していること）。婚姻予定のスペイン国籍の者が当大使館領事部に「在留届出」を出していない場合、もしくは、婚姻目的で領事面接日時ぎりぎりに来日される場合等は、事前に在留届を出していただきます。来日中の居住地が都外であったり、限られた日数しか滞在しない場合には、電話でお伝えする「入籍のための領事面接日」当日に30分程度早めに来館していただき在留届出の手続きをすることも可能です。その場合は事前に在留届け用紙を取り寄せ、記入済みの用紙をパスポートと一緒に当日持参して下さい。

1) スペイン人の在留届出手続きに要するもの:

- . 当大使館備え付けの申請書類を記入し、提出。
- . パスポート及びD.N.I.
- . 顔写真(正面)1枚 (4×4cm)

2) 入籍のための領事面接に必要な書類:

下記の必要書類 (原本・有効期限90日以内のもの)を事前に一括して郵送のこと。

。スペイン人 a) CERTIFICADO DE EMPADRONAMIENTO:

過去2年間の住民票。(2年前から現在までに居住した都市の役所で取り寄せること)

b) CERTIFICADO LITERAL DE NACIMIENTO:

スペイン等で発行された出生証明書。

c) パスポート及びD.N.I.のコピー

。日本人…… a) 過去2年間の住民票 + スペイン語訳 (手書き不可)

(現在、居住してる都市の役所で取り寄せること)

(過去2年間に住民票の移動があった場合は、過去に居住した都市の役所で住民票の除票を取り寄せること)

b) 戸籍謄本(抄本不可) + スペイン語訳 (手書き不可)

c) 有効なパスポート或いは運転免許証のコピー

。入籍用申請用紙 : 記入の上、それぞれの署名をしてください (添付)。

*必ず連絡先を添えて提出して下さい。

★ 離婚歴のある場合、以下の書類も提出してください。

スペイン人… スペインの裁判所にて発行された離婚判決文 (sentencia de divorcio) のコピー、もしくは Registro Civil にて発行された、離婚が成立していることが記載されている出生証明書、もしくは結婚証明書の原本

日本人… 離婚について記載されている戸籍謄本